

第3章 災害応急対策計画

第1節 基本方針

この計画は、三次市内に地震が発生し、又は地震による災害が発生するおそれがある場合に、災害発生への防御及び拡大防止について迅速かつ実効ある措置を期するため、災害応急対策責任者（市長、教育長、市の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。以下この章において同じ。）の行うべき業務の大綱及び相互の連絡調整について定めることとし、その内容は次のとおりとする。

- 1 災害発生直前の応急対策に関する事項
- 2 災害発生後の応急対策に関する事項
- 3 災害派遣・広域的な応援体制に関する事項
- 4 救助・救急、医療及び消火活動に関する事項
- 5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動に関する事項
- 6 避難生活及び情報提供活動に関する事項
- 7 救援物資の調達、供給活動に関する事項
- 8 保健衛生・防疫、遺体の対策に関する活動に関する事項
- 9 応急復旧、二次災害防止活動に関する事項
- 10 ボランティアの受入等に関する事項
- 11 文教計画に関する事項
- 12 災害救助法適用に関する事項

第2節 災害発生直前の応急対策

第1項 組織・動員計画

1 方針

三次市内に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策に対処するために必要な防災組織の整備、所要要員の配備動員等に関して必要な事項を定め、災害応急対策の推進に万全を期する。

2 災害応急組織の基本原則

- (1) 災害応急対策は、原則として災害応急対策責任者において、それぞれの法令に基づく所掌事務又は業務を通じて行う。
- (2) 災害応急対策の実施に関する総合調整は、市災害対策本部において行う。
- (3) 市における応急対策の分掌は、三次市行政組織条例（平成16年条例第7号）、三次市行政組織規則（平成16年規則第3号）及び三次市教育委員会組織規則（平成16年教委規則第5号）の定めるところにより行い、その総合調整は、三次市危機管理監危機管理課において行う。

3 市の配備・動員体制

(1) 配備体制

基本編第3章第2節第1項3(1)「配備体制」で定めるとおり、市は注意体制、警戒体制、非常体制の3つの体制によって対処する。ただし、勤務時間外に市内で震度5強以上の地震が発生したとき、発生当初は「緊急非常体制」により対処する。

表 三次市の配備体制（地震災害時）

配備体制	体制の主な活動内容
注意体制	○防災のための警戒を図るため情報を収集し、状況により速やかに高度の配備体制に移行できる体制 ・主として情報収集及び連絡活動
警戒体制	○事態の推移に伴い直ちに非常体制に移行する準備を行う体制 ・主として情報収集及び連絡活動に加えて、災害予防及び災害応急対策
非常体制	○災害に対処するための災害対策本部を設置した体制 ・全庁的に、情報収集、連絡活動災害予防及び災害応急対策を実施
緊急非常体制	○本部の設置及び本部の通信連絡等の初期活動の準備をする体制 ・勤務時間外に市内で震度5強以上の地震が発生したとき

(2) 配備体制の発令基準

地震災害時の市の配備基準は次のとおりとする。

震度は原則として、気象庁が発表した値及び、広島県震度情報ネットワークシステムにより観測された値とする。

表 三次市防災体制の配備基準（地震災害時）

配備体制	地震災害
注意体制	・震度4の地震が発生したとき
警戒体制	・震度4の地震が発生し、かつ災害が発生したとき ・震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき 【災害警戒本部の設置】 ・大規模な地震が発生した場合または地震による被害が発生した場合に、総務部担当副市長が総合的に判断し、必要と認めるときに設置
非常体制	【災害対策本部の設置】 ○自動設置 ・市内で震度6弱以上を観測したとき ○総合的な対策を講ずるため、特に市長が必要と認めたとき ・市内で震度5強を観測し、かつ甚大な被害が発生したと予測されるとき ・市内で震度5弱を観測し、かつ甚大な被害が発生したとき
緊急非常体制	・勤務時間外に、市内で震度5強以上の地震が発生したとき

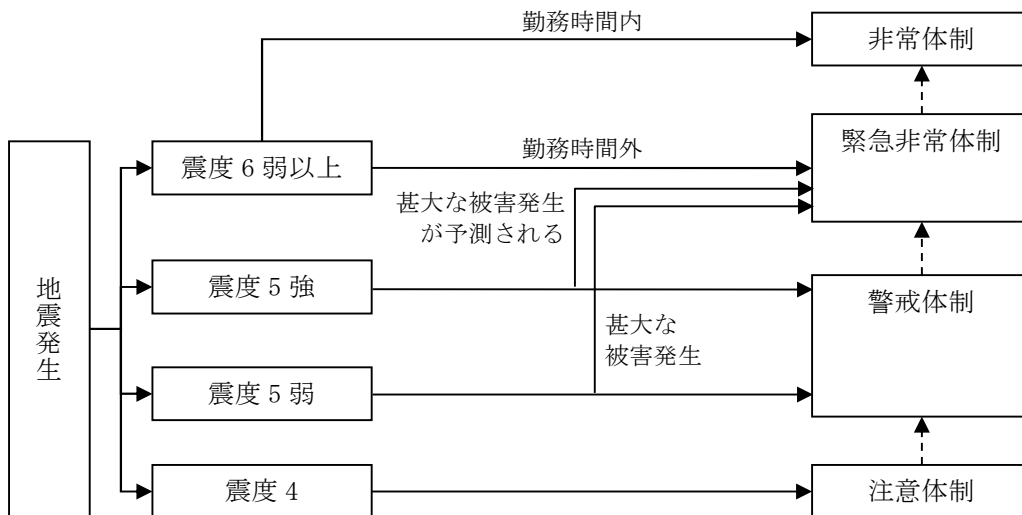


図 配備体制の流れ

(3) 動員の伝達・参集方法

ア 市の動員体制

各配備体制における市の動員体制は下表のとおりとする。

表 三次市の動員体制（地震災害時）

配備体制	動員体制の概要
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> ○勤務時間内 ・危機管理課員 ○勤務時間外 ・本部付総務部長以下部長級 ・総務部各班長および危機管理課職員 ・支所部支所班長（各支所長）
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ○災害警戒本部 ・本部（本部長：副市長，副本部長：危機管理監，総務部長） ・総務部総括調整班（危機管理課職員） ・情報収集の体制（総務課職員以下17人＋支所各2人）
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部分掌事務による全部員 ・本部長（市長），副本部長（副市長） ・7部構成
緊急非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ○初動体制要員 ・本庁舎，各支所から通勤距離4km以内の職員を予め任命

(7) 平常執務時の伝達

前記の配備基準により，総務部長から各職員及び消防部長に口頭・電話等により伝達し，配備区分により諸般の配備を行うものとする。

伝達系統は次図による。

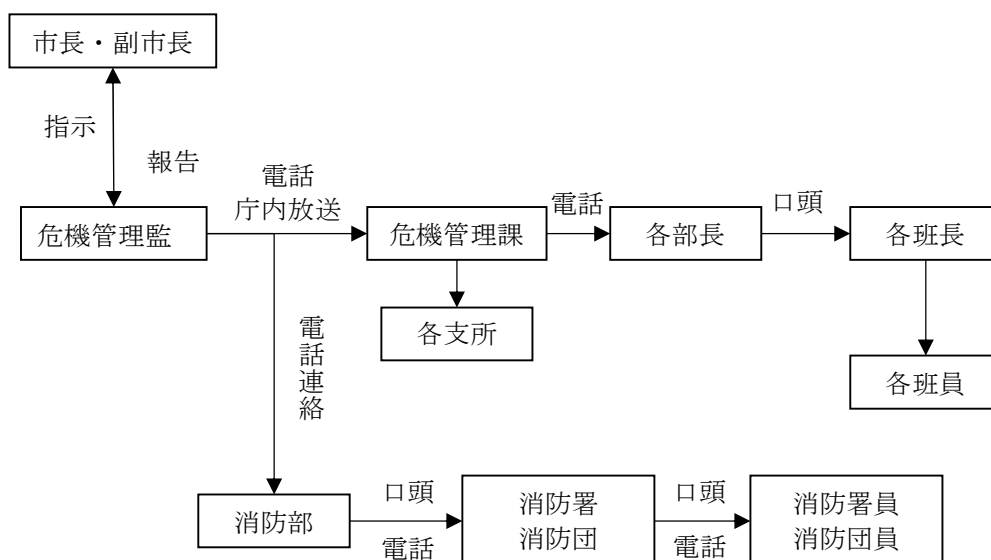


図 平常執務時の伝達

(イ) 休日又は退庁後の伝達（自動参集）

休日又は退庁後に配備基準に該当する地震が発生した場合、体制ごとに予め指名された職員は、安全を確認したうえで、連絡を待つことなく直ちに予め指定された場所に参集し、配備につくものとする。

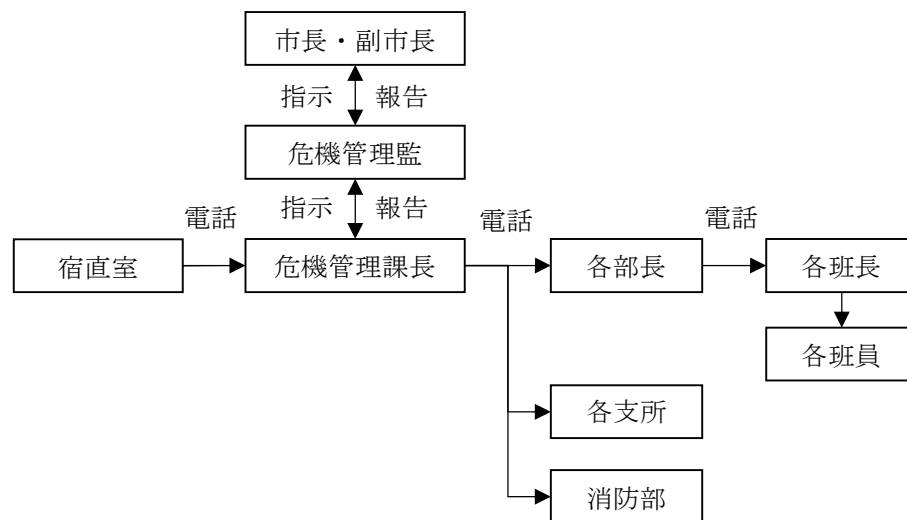


図 休日又は退庁後の伝達

イ 参集時に交通機関の途絶などにより参集場所に参集できない場合は次の対応を行う。

(ア) 居住地に近接した参集可能な市の機関に参集し、当該機関の職務に従事する。

(イ) 市の機関に参集できない職員の場合には、地域の自主防災活動に従事するとともに、その地域の被災状況等を可能な範囲で災害対策本部に連絡するものとする。

4 災害警戒本部

(1) 設置の基準

前記の配備基準に応じて、副市長が総合的に判断して設置する。

(2) 組織

災害警戒本部の組織は、基本編第3章第2節第1項4(2)「災害警戒本部の組織」で定めるとおりとする。

(3) 設置場所

災害警戒本部の設置場所は、基本編第3章第2節第1項4(3)「災害警戒本部の設置場所」で定めるとおりとする。

5 災害対策本部

(1) 設置の基準

ア 災害対策本部の設置の基準

災対法第23条の2規定にもとづく地震災害時の災害対策本部の設置に係る基準は、次のとおりとする（再掲）。

災害の種類	判断方法	災害対策本部設置の判断基準
地震災害	自動設置	・市内で震度6弱以上を観測したとき
	総合的な対策を講ずるため、特に市長が必要と認めるとき	・市内で震度5強を観測し、かつ甚大な被害が発生したと予測されるとき ・市内で震度5弱を観測し、かつ甚大な被害が発生したとき

イ 緊急非常体制

(ア) 配備基準

勤務時間外に市内で震度5強以上の地震が発生したときは、初期活動体制を確保するため、職員は周囲の安全を確認した上で、速やかに参集し、配備につくものとする。

(イ) 参集場所及び担当業務

参集する場所及び担当業務は、原則として次のとおりとする。参集時の留意事項は、本節本項3(3)ア(イ)のとおり対応とする。

職員の区分	参集場所	担当業務
初動体制要員 ・本庁舎、各支所から通勤距離4km以内の職員を予め任命	○本庁舎職員 ①庁舎本館3階会議室 ②庁舎東館前駐車場 ○各支所職員 ・各支所	本部の設置、本部の通信連絡等初期活動体制の確立

(ウ) 体制の指揮

緊急非常体制の指揮は市長が執るが、市長が事故や不在など指揮を執ることが困難な場合は、次の順位とする。

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	副市長	教育長

※第1順位、第2順位については、「三次市副市長の事務分担に関する規則」による。

(エ) 体制の移行

緊急非常体制については、事態の推移に伴い、必要に応じて速やかに非常体制に切り替えるものとする。

(2) 災害対策本部の組織

基本編第3章第2節第1項5(2)「災害対策本部の組織」で定めるとおりとするが、排水ポンプ場班、水替作業連絡班は設置せず、当該班の各班員は所属部課の他の班に配属するものとする。

(3) 災害対策本部の設置場所

基本編第3章第2節第1項5(3)「災害対策本部の設置場所」で定めるとおりとする。

(4) 災害対策本部の任務

基本編第3章第2節第1項5(4)「災害対策本部の任務」で定めるとおりとする。

(5) 災害対策本部の設置及び廃止の手続き

基本編第3章第2節第1項5(5)「災害対策本部の設置及び廃止の手続き」で定めるとおりとする。

(6) 災害対策本部員会議

基本編第3章第2節第1項5(6)「災害対策本部員会議」で定めるとおりとする。

第2項 地震に関する情報等の伝達に関する計画

1 方針

市内に地震が発生する場合において、防災関係機関が災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、地震に関する情報の収集及び伝達に関して必要な事項を定める。

2 地震情報の収集・伝達

(1) 地震動等の観測施設

ア 気象庁が行う地震動の観測施設

計測震度計が、県内8箇所に設置されているうち、三次市十日市中にも1箇所設置されている。

イ 県が行う地震動の観測

県は、県内各市町に計測震度計を設置し、震度情報を県庁に送信する震度情報ネットワークシステムを整備している。

このシステムにより、震度情報を市町及び県で把握し、職員の参集や災害応急対策を行うとともに、総務省消防庁及び広島地方気象台へ送信し、広域応援体制の確立を図るほか、気象庁が発表する地震情報にも活用されている。

ウ 防災科学技術研究所が行う地震動の観測

防災科学技術研究所は、全国に全国強震動観測網（K-NET）を整備し、強震記録や震度データの収集を行っている。この観測点のうち県内に設置された20地点について、気象庁が発表する地震情報に活用されている。そのうち、市内には三次市三次町、三次市甲奴町図書館の2箇所に設置されている。

(2) 地震に関する情報の種類と内容

ア 伝達基準

- ・県内で震度1以上の地震を観測したとき。
 - ・その他地震に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められるとき。
- なお、公衆の利便を更に増進させるために必要があると認めた場合は、広島地方気象台で収集した資料及び状況を気象庁の情報に付加して発表される。

イ 地震に関する情報の種類及び内容

地震に関する情報の種類及び発表内容は以下のとおりである。

区分	情報の種類	発表内容
地震情報 (注1)	震度速報	地震発生約1分半後に震度3以上を観測した地域名（全国を190に区分）と震度、地震の発生時刻を発表
	震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）、その規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表
震地	各地の震度に	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やそ

区分	情報の種類	発表内容
	関する情報	の規模（マグニチュード）を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表
	その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表
	推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
	長周期地震動に関する観測情報	長周期地震動階級1以上を観測した場合に、高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約10分後に発表）

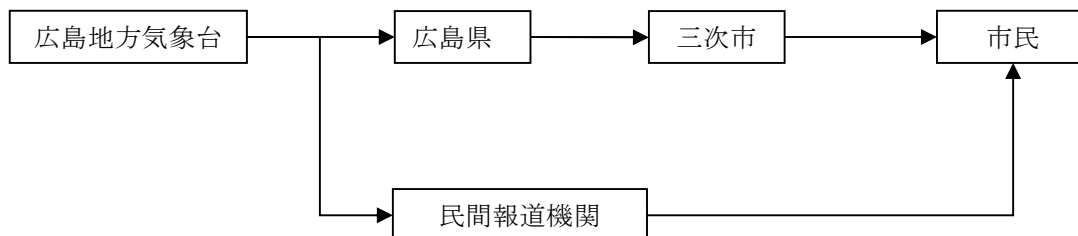
(注1) 国外でマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合にも、地震の発生時刻、発生場所（震源）、及びその規模（マグニチュード）を、「遠地震に関する情報」として日本や国外への津波の影響に関しても記述し発表。

震度階級によるゆれの状況については、資料編「資料7-1-1 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況」、「資料7-1-2 木造建物（住宅）の状況」、「資料7-1-3 鉄筋コンクリート造建物の状況」、「資料7-1-4 地盤・斜面等の状況」、「資料7-1-5 ライフライン・インフラ等への影響」、「資料7-1-6 大規模構造物への影響」に示す。

また、気象庁が発表する緊急地震速報については、資料編「資料7-1-7 気象庁が発表する緊急地震速報」に示す。

(3) 地震情報の伝達経路

広島地方気象台は、地震に関する情報を発表し、次の経路により関係機関に通知する。連絡を受けた市危機管理課（警戒本部を設置した場合は情報連絡班、災害対策本部を設置した場合は事務局総括班）は、必要に応じ可能な限りの方法で市民及び関係機関に周知する。



(4) 緊急地震速報が発表された場合の措置

受信した緊急地震速報（警報）は、ケーブルテレビ、防災一斉メールが自動起動し、市民へ伝達される。

第3項 市民等の避難誘導に関する計画

基本編第3章第2節第4項「市民等の避難誘導に関する計画」で定めるところに加えて、地震災害時においては以下の状況がみられたときに市長は、避難指示を行う

- ・市長は、強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じ、被害が発生するなど避難の必要を認める場合は、速やかに避難指示を行う。
- ・地震の発生により、降雨等による二次災害のおそれのある地域については、雨量・水位等による避難指示を発する基準を設けておく。

第3節 災害発生後の応急対策

第1項 災害情報計画

1 方針

災害が発生した場合において、防災関係機関が被害地域の実態を的確に把握し、災害応急対策の実施を迅速かつ的確に実施するため、情報の収集及び伝達に万全を期する。

2 情報の収集伝達手段

災害情報等の収集及び伝達手段は、基本編第3章第3節2「情報の収集伝達手段」で定めるところによるほか、次の手段で収集・伝達を行う。

- ・広島県震度情報ネットワークシステムの活用

3 災害情報の収集・伝達経路

基本編第3章第3節3「災害情報の収集伝達」で定めるところによる。

4 災害発生及び被害状況報告・通報

基本編第3章第3節4「災害発生及び被害状況報告・通報」で定めるところによる。

第2項 通信運用計画

基本編第3章第3節第2項「通信運用計画」で定めるところによる。

ただし、3 通信施設の応急対策 (2) 公衆通信 エ)災害伝言ダイヤル「171」及び災害用伝言板「Web171」の運用 の条件として、「震度6弱以上の地震発生時」を追加する。

第4節 災害派遣・広域的な応援体制

第1項 自衛隊災害派遣計画

基本編第3章第4節第1項「自衛隊災害派遣要請計画」で定めるところによる。

第2項 相互応援協力計画

基本編第3章第4節第2項「相互応援協力計画」で定めるところによる。

第3項 防災拠点施設の運営

基本編第3章第4節第3項「防災拠点施設の運営」で定めるところによる。

第5節 救助・救急，医療及び消火活動

第1項 救出計画

1 方針

災害時において、家屋等の崩壊、がけ崩れ等により多数の要救出者が発生した場合には、市及びその他の防災関係機関等は、相互に協力し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。
 なお、被災現地においては、原則として、市長が、救出活動の指揮をとるものとする。

2 陸上災害救難

基本編第3章第5節第1項2「陸上災害救難」で定めるところによる。

市の災害救助組織については、本計画第3章第2節第1項「組織，動員計画」に基づくものとするが、地震災害においては特に以下に留意する。

(1) 動員体制

震度5強以上の地震が発生した場合には、原則として消防団員のうち団長・副団長は危機管理課へ、その他の団員は所属分団詰め所へ自動的に参集するものとする。

(2) 部隊の運用

ア 大地震が発生した場合は、ただちに非常時体制を編成し、災害事象を総合的に把握するための災害情報の収集並びに緊急に対処すべき事案の分析を行い消防に関する災害応急対策を実施する。

イ 災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部の消防部として、三次市地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施する。

第2項 医療・救護計画

基本編第3章第5節第2項「医療救護・助産計画」で定めるところによる。

第3項 消防計画

1 方針

地震発生時における出火防止、初期消火及び延焼阻止等の消火活動を迅速かつ円滑に実施し、火災等から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害の軽減を図るものとする。

2 実施責任者

消防については、市及び備北地区消防組合がその責務を有するが、非常事態の場合において緊急の必要があるときは、県が災害防御の措置に関して必要な指示を行う。

3 実施方法

基本編第3章第5節第3項3「実施方法」で定めるところによるが、地震災害に対しては以下の対策を実施する。

(1) 消防活動体制の整備

地震発生時の火災防止のため、次の事項について、平素から広報等を通じて市民や事業所等に周知しておくものとする。

市民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命、身体及び財産を守るため、出火防止及び初期消火に努めるものとする。

地震により火災が発生したときは、市民、自主防災組織及び事業所等は、互いに協力して可能な限り消火活動を行うとともに、火災の拡大防止に努めるものとする。特に、危険物等を取り扱う事業所については、二次災害の発生防止に努めるものとする。

ア 動員体制

震度5強以上の地震が発生した場合には、原則として消防職員は消防署へ、団長及び副団長は市危機管理課へ、その他の団員は所属分団詰所へ自主的に参集するものとする。

イ 体制の整備

(ア) 地震発生直後の消防職(団)員の初動体制及び初期消火活動の実施計画を定める。

(イ) 地震発生直後に、市民に対して出火防止及び火災の延焼状況等を迅速に広報するため、広報の要領、広報班の編成について定める。

(ウ) 地震発生直後の火災を早期に発見するとともに、防火水槽の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握できるよう情報収集の体制を定める。

(エ) 地震発生時には、水道管の破損や停電等による長時間の給水停止が想定されることから、防火水槽や耐震性貯水槽の設置等を推進するほか、河川、池、水路等の自然水利を積極的に活用するため、取水場所の整備等を行い、消防水利の多元化を図る。

ウ 部隊の運用

(ア) 地震が発生した場合には、ただちに非常時体制を編成し、災害事象を総合的に把握するための災害情報の収集並びに緊急に対処すべき事業の分析を行い、消防に関する災害応急対策を実施する。

- (イ) 災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部の消防部として三次市地域防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施する。
- (ウ) 同時多発火災の場合は、一斉に多地域の火災防御にあたる必要があるため、個々の火災規模に対応した必要最小限度の部隊の投入で対処するものとする。
- (エ) 火災が広域的に延焼拡大した場合は、避難場所及び避難経路の保全に総力をあげて防御活動を行い、市民の安全を確保する。
- (オ) 備北地区消防組合と連携し、総合的な部隊運用を図るものとする。
- (カ) 消防団の運用
 - a 消防団の指揮連絡体制を確立するため、団指揮本部を設置する。
 - b 各方面隊は、原則として管轄区域の災害活動を優先して行うものとするが、団指揮本部からの指示及び隣接区域等の火災発生状況等により管轄区域外の応援活動を実施する。
 - c 各方面隊は、各管轄区域内の市民の協力を得て、火気始末及び出火防止等の広報を行うとともに、火災を発見した場所は消火活動にあたる。

エ 情報収集及び連絡

- (ア) 震災時の情報収集及び連絡は、有線電話のふくそう及び途絶並びに無線設備の障害により、極度に制限されていることが予想されるため、主に次の手段によりの確かな情報の収集に努めるものとする。
 - a 市民からの通報
 - b 情報収集のための職員の派遣
 - c 災害活動に従事する職員及び団員からの連絡
 - d 関係機関からの連絡
- (イ) 情報収集の内容は、地震発生に伴い生じた項目は下表のとおりとする。
- (ウ) 収集した情報は、無線等により本部に報告するものとする。
- (エ) 収集した次の情報を本部及び関係機関に連絡する。
 - a 人的被害の発生状況、救急活動の状況
 - b 出火の状況、延焼拡大の状況等
 - c 応援要請の必要性の有無
 - d 緊急車両等の通行可能道路
 - e 消防施設の被害状況

表 情報収集項目及び優先順位

項目	優先順位	内 容
火災	A	火災の発生及び拡大状況
	B	火災の鎮火状況
消防部隊等	A	庁舎の被害状況
	A	消防部隊の編成状況
	B	非常招集の状況
道路交通	A	落橋等による消防車両通行不能状況
	B	道路損壊等の消防車両支障状況
救助・救急	A	大規模救助救急事案に関する状況
	A	救急病院等の収容状況
	B	救護所の設置状況

項目	優先順位	内 容
	C	救助救急事案に関する状況
火災・救助・ 救急以外の災害	A	危険物・毒性ガス等の大量流出に関する状況
	B	重要対象物の被害状況
	C	電気・ガス・水道の被害状況
その他	A	避難勧告又は避難指示に関する状況
	A	避難勧告等発令時における避難者の動向
	B	消防水利の使用の可否状況
	B	防災関係機関の活動状況

- (注) 1 地震発生直後から被害状況等の各種情報を収集する。
 2 優先順位欄の A は緊急に、B は積極的に、C は余裕のある場合に収集することを示す。

オ 消防力分断の対応

- (ア) 道路、橋梁等の崩壊等により道路が寸断され、又は有線電話及び無線設備等の途絶により連絡手段がなく消防力が分断された場合は、市民、消防団の協力を得て、現有消防力で担当地域の消火活動にあたるものとする。
- (イ) 現有消防力で延焼阻止等の消防活動が困難な場合は、避難経路の確保を主体とした防御活動、あるいは市民の避難誘導を優先した行動を行うものとする。
- (ウ) 水利の使用については、消火栓の使用が制限されることが予想されるため、防火水槽、河川等の自然水利の使用を主眼として火災防御活動にあたるものとする。

(2) 火災発生状況等の報告

三次消防署長（以下、消防署長。）は、消防活動に関する次の事項を取りまとめ本部長に報告する。

- ア 人的被害の発生状況、救急活動の状況
- イ 出火の状況、延焼拡大の状況
- ウ 他市町村、県、自衛隊への応援要請に関する事項
- エ 緊急車両等の通行可能道路に関する事項
- オ 緊急に警戒を要する道路に関する事項

(3) 消防活動

ア 消防署長は、三次市消防団長と協力し、消防職（団）員を指揮し、管内の消防活動に関する次の事項について情報を収集し、警察署と相互に連絡を行う。

- (ア) 延焼火災の状況
- (イ) 自主防災組織の活動状況
- (ウ) 消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路
- (エ) 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況

イ 消防活動の留意事項

消防署長は、関係防災機関と相互に連絡をとりつつ、次の事項に留意し、消防活動を指揮する。

- (ア) 延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。
- (イ) 多数の延焼火災が発生している地区は、市民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等市民の安全確保を最優先とする活動を行う。

- (ウ) 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、市民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。
- (エ) 救護活動の拠点となる病院、避難場所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。
- (オ) 要救助者の救助救出と負傷者に対する応急措置を行い、医療機関等へ救急搬送する。
- (カ) 自主防災組織が実施する消火活動や救出活動等との連携、指導を図る。

4 事業所等の活動

基本編第3章第5節第3項4「事業所等の活動」で定めるところによる。

5 相互応援協力体制の整備

基本編第3章第5節第3項5「相互応援協力体制の整備」で定めるところによる。

6 広域災害発生時における市の措置

基本編第3章第5節第3項6「広域災害発生時における市の措置」で定めるところによる。

7 惨事ストレス対策

基本編第3章第5節第3項7「惨事ストレス対策」で定めるところによる。

第4項 水防計画

1 方針

地震が発生した場合には、堤防に亀裂が生じ、水門、樋門、ダム及びため池等の破損による洪水が発生するおそれがあるため、これらの施設の管理者は震災時には防災関係機関と相互に協力し、速やかに応急対策を実施する。

2 実施責任者

水防については、水防管理団体である市がその責務を有する。

3 実施方法等

水防活動における水防組織並びに水防活動の具体的内容等については、「三次市水防計画」(別編1)の定めるところによるが、地震災害に対しては以下の応急対策活動を実施する。

また、災害対策本部が設置された場合、水防本部は災害対策本部の所轄に属することとし、水防の有機的一体性の確保に努める。

(1) 市長は、地震の発生に起因して、ため池等の破損等による洪水が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、必要とする区域の市民等に対し水防法(昭和24年法律第193号)第29条による避難のための立退きの指示を行う。

なお、この処置を行う場合は、その旨を警察署長並びに県に通知する。

(2) 現地対策部の部長は、地震発生後直ちに河川、ため池等を巡回し、水防上危険な場所を発見したときは、直ちに関係機関等に連絡するとともに必要な処置を行い、被害の拡大防止を行う。

(3) 河川、ため池、水門等の管理者は、被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずるものとする。

(4) 水防管理者は、水防上必要があるときは、他の水防管理者に対し応援を要請するとともに、警察官の出動を求める。

第5項 危険物等災害応急対策計画

基本編第3章第5節第5項「危険物等災害応急対策計画」で定めるところによる。

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

基本編第3章第6節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」で定めるところによる。

第7節 避難生活及び情報提供活動

第1項 避難計画

基本編第3章第7節第1項「避難計画」で定めるところによる。

第2項 災害広報・被災者相談計画

基本編第3章第7節第2項「災害広報・被災者相談計画」で定めるところによる。

第3項 住宅応急対策計画

基本編第3章第7節第3項「住宅応急対策計画」1～9で定めるところによるほか、以下の事項について定める。

10 被災建築物の応急危険度判定

余震等による建築物の倒壊による二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士により、応急的に被災建築物の危険度判定を実施し、応急的対応（措置）を建築物の所有者又は使用者に勧告する。

第8節 救援物資の調達、供給活動

第1項 食料供給計画

基本編第3章第8節第1項「食料供給計画」で定めるところによる。

第2項 給水計画

基本編第3章第8節第2項「給水計画」で定めるところによる。

第3項 生活必需品等供給計画

基本編第3章第8節第3項「生活必需品等供給計画」で定めるところによる。

第4項 救援物資の調達及び配送計画

基本編第3章第8節第4項「救援物資の調達及び配送計画」で定めるところによる。

第9節 保健衛生・防疫，遺体の処理に関する活動

第1項 防疫・保健衛生計画

基本編第3章第9節第1項「防疫・保健衛生計画」で定めるところによる。

第2項 遺体の搜索，取扱い，埋火葬計画

基本編第3章第9節第2項「遺体の搜索，取扱い，埋火葬計画」で定めるところによる。

第10節 応急復旧，二次災害防止活動

第1項 公共施設等災害応急復旧計画

基本編第3章第10節第1項「公共施設等災害応急復旧計画」で定めるところによる。

第2項 電力・ガス・水道・下水道施設災害応急対策計画

基本編第3章第10節第2項「電力・ガス・水道・下水道施設災害応急対策計画」で定めるところによるが，3 ガス施設災害応急対策 については，以下の対策を実施する。

3 ガス施設災害応急対策

基本編第3章第10節第2項3「ガス施設応急対策」で定めるところに加えて，(2)実施方法については，以下の対策を実施する。

カ 情報の収集

地震計による地震の強さ，テレメーターによる主要導管の圧力変化，移動無線車及び事業所等の情報に加え，関係機関からの情報を得て総合的に被害状況を把握する。

キ 二次災害発生の防止

ガス施設の損傷によって二次災害の発生が懸念される場合は，ブロック化された導管網を用い，他地域の供給を維持しながら，被害を受けた地域のガス供給を停止する。

第3項 廃棄物処理計画

基本編第3章第10節第3項「廃棄物処理計画」で定めるところによる。

第11節 ボランティアの受入等に関する計画

基本編第3章第11節「ボランティアの受入等に関する計画」で定めるところによる。

第12節 文教計画

基本編第3章第12節「文教計画」で定めるところによる。

第13節 災害救助法適用計画

基本編第3章第14節「災害救助法適用計画」で定めるところによる。